

令和 2 年 4 月 2 1 日

住宅防音工事の適正な実施の確保等について（お知らせ）

当局では、防衛施設周辺の航空機騒音等による障害を防止又は軽減するために住宅の所有者等が防音工事を行う際に助成の措置を行っております。

住宅防音工事においては、同工事完了後に補助金の減額の手続きが必要となる事案等が確認されていることを踏まえ、今後、同工事完了後において不適切な施工等が判明した場合には、同工事の適正な実施の確保及び補助事業者（住宅の所有者等）の保護の観点から、原則、業者名を公表することとしましたので、ご注意ください。

以 上